

東京における自然の保護と回復に関する条例の改正 新旧対照表

改正案

現行

行

<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第八条）</p> <p>第二章 都民及び区市町村との連携等（第九条 第十二条）</p> <p>第三章 市街地等の緑化（第十三条 第十六条）</p> <p>第四章 自然地の保護と回復</p> <p>第一節 保全地域の指定（第十七条 第三十七条）</p> <p>第二節 湧水等の保全（第三十八条）</p> <p>第五章 野生動植物の保護（第三十九条 第四十六条）</p> <p>第六章 開発の規制（第四十七条 第五十六条）</p> <p>第七章 雑則（第五十七条 第六十三条）</p> <p>第八章 罰則（第六十四条 第六十八条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 区市町村の責務</p> <p>第三章 事業者の責務</p> <p>第四章 市民の責務</p> <p>第五章 自然の回復</p> <p>第六章 削除</p> <p>第七章 自然の保護</p> <p>第八章 雑則</p> <p>第九章 罰則</p> <p>附則</p> <p>（第一条 第三条）</p> <p>（第四条 第十三条）</p> <p>（第十四条）</p> <p>（第十五条）</p> <p>（第十六条）</p> <p>（第十七条・第十八条）</p> <p>（第二十四条 第三十条）</p> <p>（第三十一条 第三十二条）</p> <p>（第三十三条）</p> <p>（第三十四条）</p> <p>（第三十五条）</p> <p>（第三十六条）</p> <p>（第三十七条）</p> <p>（第三十八条）</p> <p>（第三十九条）</p> <p>（第四十条）</p> <p>（第四十一条）</p> <p>（第四十二条）</p> <p>（第四十三条）</p> <p>（第四十四条）</p> <p>（第四十五条）</p> <p>（第四十六条）</p> <p>（第四十七条）</p> <p>（第四十八条）</p> <p>（第四十九条）</p> <p>（第五十条）</p> <p>（第五十一条）</p> <p>（第五十二条）</p> <p>（第五十三条）</p> <p>（第五十四条）</p> <p>（第五十五条）</p> <p>（第五十六条）</p> <p>（第五十七条）</p> <p>（第五十八条）</p> <p>（第五十九条）</p> <p>（第六十条）</p> <p>（第六十一条）</p> <p>（第六十二条）</p> <p>（第六十三条）</p> <p>（第六十四条）</p> <p>（第六十五条）</p> <p>（第六十六条）</p> <p>（第六十七条）</p> <p>（第六十八条）</p>
<p>第一章 総則</p> <p>第一条（目的） この条例は、他の法令と相まって、市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第一条（目的） この条例は、他の法令と相まって、東京を、都民が快適に生活することができ、都市にするため、自然の破壊をくい止め同時に積極的に自然を回復することを目的とする。</p>
<p>（自然の定義）</p> <p>第二条 この条例において、「自然」とは、大気、水、土壌及び動植物等を一体として総合的にとらえたもので、人間の生存の基盤である環境をいう。</p>	<p>（自然の考え方）</p> <p>第二条 この条例において、自然とは、大気、水、土壌及び動植物等を一体として総合的にとらえたもので、人間の生存の環境となるものをいう。</p>
<p>（開発の考え方）</p> <p>第三条 何人も開発に当たっては、都民の生活を快適にす</p>	<p>（開発の考え方）</p> <p>第三条 何人も、開発にあたっては、都民の生活を快適に</p>

<p>るようにながけ、損なわれる自然を最小限にとどめ、自然が損なわれた場合は、その回復を図らなければならぬ。</p>	<p>（知事の責務） 第四条 知事は、事業者及び都民との連携及び協力の下に、あらゆる施策を通じて、自然の保護と回復に最大の努力を払わなければならない。</p>	<p>（事業者の責務） 第五条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、自然の保護と回復に自ら努めるとともに、知事が実施する自然の保護と回復に係る施策に協力しなければならない。</p>	<p>（都民の責務） 第六条 都民は、樹木及び樹林を保護し、その所有し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化を行い、並びに地域の緑化を推進するなど自然の保護と回復に自ら努めるとともに、知事が実施する自然の保護と回復に係る施策に協力しなければならない。</p>	<p>（公共事業における義務） 第七条 知事は、道路、公園、港湾、河川、公営住宅等の建設、改修等の公共事業の計画を定め、及びこれを実施するに当たっては、自然の保護と回復に十分配慮しなければならない。</p>	<p>（施策の方針の作成及び公表） 第八条 知事は、東京における自然の保護と回復に係る施策のうち、特に重要と認められる施策について、第十二条第一項の東京都自然環境保全審議会の意見を聴いて、その方針を定め、これを明らかにしなければならない。</p>
<p>するようにながけ、そこなわれる自然を最小限にとどめなければならぬ。自然がそこなわれた場合は、その回復を図らなければならない。</p>	<p>（基本的責務） 第四条 知事は、あらゆる施策を通じて、自然の保護と回復に最大の努力を払わなければならない。</p>	<p>（事業者の責務） 第十五条 事業者は、事業活動を行なうにあたっては、自然の保護と回復のために必要な措置をとるとともに、都及び区市町村が実施する自然の保護と回復の施策に協力しなければならない。</p>	<p>（都民の責務） 第十六条 都民は、樹木及び樹林を維持し、ふやすなど自然の保護と回復に自ら努めるとともに、都及び区市町村が実施する自然の保護と回復の施策に協力しなければならない。</p>	<p>（公共事業における義務） 第十一条 知事は、道路、公園、港湾、公営住宅の建設等を行なう公共事業の計画を定め、及びこれを実施するにあたっては、自然の保護と回復に十分配慮しなければならない。</p>	

第二章 都民及び区市町村との連携等

(指導者の育成と認定)

第九条 知事は、都民による自発的な自然観察、緑化推進、緑地保全等の自然の保護と回復に関する活動を促進するため、普及啓発、技術指導等を行う指導者を育成するよう努めるものとする。

2 知事は、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、前項の指導者について、自然の保護と回復に関する知識、技術等を有する者として、認定を行うことができる。

(都民の協力)

第十条 知事は、この条例の規定に違反する疑いのあると認められる行為について都民から通報を受けたときは、その内容について調査を行い、必要な措置をとらなければならぬ。

2 知事は、自然の保護と回復のために必要であると認めるときは、前項に規定する通報の内容及びその処理の経過を明らかにするものとする。

(区市町村との連携)

第十一条 東京都(以下「都」という。)は、自然の保護と回復に係る施策を実施するときは、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)との連携に努めるものとする。

2 都は、区市町村が自然の保護と回復に係る施策を実施するときは、必要と認める支援を行うものとする。

(提案及び意見の処理の義務)
第十三条 知事は、自然の保護と回復に関する都民の提案及び意見について、すみやかに必要な措置をとらなければならぬ。

(区市町村の責務)
第十四条 特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)は、都の施策に協力し、その地域の自然的社会的諸条件に応じて、自然の保護と回復のための施策を定め、及びこれを実施する責務を有する。

(区市町村の事業への援助)

第五十三条 都は、区市町村が次の各号に掲げる事業を実施するときは、その区市町村に対して、必要な財政上又は技術上の援助を行なうものとする。

- 一 樹木又は樹林の保存
- 二 苗木の育成
- 三 植樹の奨励
- 四 住民、事業者等の緑化に関する協定
- 五 植生図の作成又は野生動物の生息状況調査
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が自然の保護と回

（東京都自然環境保全審議会）
 第十二条 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）
 第五十一条 第一項の規定に基づき、都における自然の保
 護と回復に関する重要な事項を調査審議するため、知事
 の附属機関として、審議会（以下この条において「審議
 会」という。）を置く。
 2 審議会は、知事の諮問に応じ、自然の保護と回復に関
 する次に掲げる事項を調査審議する。
 一 施策の方針に関すること。
 二 全計画に関する事項の保全地域及び第十八条第一項の保
 全計画に關すること。
 三 第四十七條第三項（第四十八條第三項及び第四十九
 條第三項において準用する場合を含む。）の許可に関
 すること。
 四 鳥獸保護及狩獵ニ關スル法律（大正七年法律第三十
 二號）及び温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）
 の規定によりその権限に屬する事項に關すること。
 五 第三十九條第一項の東京都希少野生動物植物種及び第
 四十三條第一項の東京都希少野生動物植物保護区並びに
 第四十四條の保護増殖事業に關すること。
 六 前各号に掲げるもののほか、重要事項に關すること。
 3 審議会は、自然の保護と回復に關する重要事項につ
 て、知事に意見を述べることが出来る。
 4 審議会は、二十八人以上の委員で組織する。
 5 審議会の委員の任期は、二年とする。
 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審
 議会に臨時委員を置くことができる。
 7 審議会の委員及び臨時委員は、都民及び自然の保護と
 回復に關して學識経験のある者のうちから、知事が委嘱
 する。
 8 審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。
 9 第四項から前項までに定めるものほか、審議会の組
 織及び運営に關し必要な事項は、規則で定める。

（自然環境保全審議会）
 第十七条 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）
 第五十一条 第一項の規定に基づき、都における自然の保
 護と回復に関する重要な事項を調査審議するため、知事
 の附属機関として、審議会（以下この条において「審議
 会」という。）を置く。
 2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査
 審議する。
 一 基本方針に關すること。
 二 保全地域の指定及び保全計画に關すること。
 三 第五十一條第二項の規定による許可に關すること。
 四 鳥獸保護及狩獵ニ關スル法律（大正七年法律第三十
 二號）及び温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）
 の規定によりその権限に屬せられた事項
 五 前各号に掲げるもののほか、自然の保護と回復に關
 する重要事項
 3 審議会は、自然の保護と回復に關する重要事項につ
 て、知事に意見を述べることが出来る。
 4 審議会の委員の任期は、二年とする。
 5 審議会の委員の任期は、二年とする。
 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審
 議会に臨時委員を調査審議することができる。
 7 審議会の委員及び臨時委員は、都民及び自然の保護と
 回復に關して學識経験のある者のうちから、知事が委嘱
 する。
 8 審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。
 9 第四項から前項までに定めるものほか、審議会の組
 織及び運営に關し必要な事項は、規則（以下「規

復のため特に必要と認めるもの

第三章 市街地等の緑化

(施設等の緑化義務)

第十三条 道路、公園、河川、学校、庁舎等の公共施設を設置し、又は管理する者及び事務所、事業所、住宅等の建築物を所有し、又は管理する者は、当該施設、建築物及びこれらの敷地について、植樹するなど、それらの緑化をしなければならない。

(緑化計画書の届出等)

第十四条 千平方メートル以上の敷地（国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、二百五十平方メートル以上とする。）において建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう以下同じ。）の新築、改築、増築その他の規則で定める行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則に定める基準に基づき、緑化計画書（地上部及び建築物上の緑化についての計画書）を作成し、知事に届け出なければならない。ただし、第四十七条第一項及び第五項、第四十八条第一項並びに第四十九条第一項に定める行為については、この限りでない。

2 前項の届出を要する行為を行った者は、当該建築物及びその敷地における緑化が完了したときは、遅滞なく、知事に緑化の完了を報告するための書類（以下「緑化完了書」という。）を提出しなければならない。

3 第一項の届出を要する行為を行った者は、その緑地の適切な維持管理に努めなければならない。

(勧告)

第十五条 知事は、前条第一項の規定による届出を行わずに同項の届出を要する行為に着手した者に対して、当該届出を行うことを勧告することができる。

2 知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合に

(公共施設の緑化義務)

第二十四条 都は、その設置し、又は管理する道路、河川、公園、公営住宅、学校、庁舎等の施設（以下「公共施設」という。）について、知事が定める基準により、植樹するなどその緑化をしなければならない。

2 国の機関及び区市町村は、その設置し、又は管理する公共施設について、前項の基準に準じてその緑化に努めなければならない。

(民間施設の緑化義務)

第二十五条 規則で定める面積以上の敷地を有する事務所又は事業所の所有者又は管理者は、その敷地のうち規則で定めるものに、知事の定める基準により、樹木を植えなければならない。

<p>二 森林環境保全地域</p> <p>水源を涵養し、又は多様な動植</p>	<p>第四章 自然地の保護と回復</p> <p>第一節 保全地域の指定</p> <p>(保全地域の指定)</p> <p>第十七条 知事は、自然の保護と回復を図るため、次の各号の下欄に掲げる土地(水面を含む。)の区域を、それぞれ、その各号の上欄に掲げる保全地域として、指定することができる。</p> <p>一 自然環境保全地域</p> <p>自然環境保全法第二十二條第一項の規定により環境大臣が指定する自然環境保全地域に準ずる地域で、その自然を保護することが必要な土地の区域</p>	<p>3 おいて、当該届出に係る緑化について、同項の基準に適合しないと認めるときは、当該届出を行った者に対して、必要な措置を講ずることを勧告することができる。</p> <p>第一項の規定は、緑化完了書の提出について準用する。</p>
<p>二 緑地保全地域</p> <p>林地、水辺地等の自然の存する地</p>	<p>第二節 自然の保護</p> <p>(保全地域の指定)</p> <p>第三十一条 知事は、自然の保護を図るため、次の各号の下欄に掲げる土地(水面を含む。)の区域を、それぞれ、その各号の上欄に掲げる保全地域として、指定することができる。</p> <p>一 自然環境保全地域</p> <p>自然環境保全法第二十二條第一項の規定により環境大臣が指定する自然環境保全地域に準ずる地域で、その自然を保護することが必要な土地の区域</p> <p>市街地及びその周辺地にある樹</p>	<p>(苗木の供給及び農地の保存)</p> <p>第十六条 知事は、東京を緑豊かな都市にするため、苗木の供給について必要な措置をとらなければならない。</p> <p>第二項の規定は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項の規定により定められた市街化区域内の農地であつて、自然の保護を目的として、苗木の育成の委託を行つたものについては、その保存を図らなければならない。</p> <p>2 前項の規定により助成を受ける農地を所有する者は、その保存等の方法について、知事と協定を締結するものとする。</p> <p>(苗木の供給義務)</p> <p>第十二条 知事は、東京を緑豊かな都市にするため、苗木の供給について必要な措置をとらなければならない。</p> <p>(農地の保存)</p> <p>第三十条 知事は、都市計画法第七條第一項の規定により定められた市街化区域内の農地であつて、自然の保護を目的として、必要な措置によつて、その保存を図らなければならない。</p>

<p>5 縦民 覧及 にび 供利 さ害 れ関 た係 案人 には つ、 い同 て、 知縦 事覧 に期 意間 見の 書を 了の 提出 する こに</p>	<p>4 しじ てめ 前、 項事 の十、 四日 の規 定間 に住 民の 公縦 告覧 にあ つし たな 期け 間は 満、 了そ の区 域の 住</p>	<p>3 の自 場然 合環 に境 にお 保全 併審 せて、 次議 条の 第一 見を 聴か なけ れば 全計 画の 案に</p>	<p>2 第一 自然 公園 法(昭 和三十 二年法 律第百 六十一 号)第 二条</p>	<p>五 緑地 保全 地域</p>	<p>四 歴史 環境 保全 地域</p>	<p>三 里山 保全 地域</p>	<p>雑木林、農地、湧水等が一体となつて多様な動植物が生息し、又は生育できる良好な自然を形成する丘陵斜面及びその周辺の平坦地からなる地域で、その自然を回復し、保護することが必要な土地の区域</p> <p>歴史的遺産と一体となつた自然の存在する地域で、その歴史遺産と併せてその良好な自然を保護することが必要な土地の区域</p> <p>前各号に掲げる地域を除き、樹林地、水辺地等が単独で、又は一体となつて自然を形成している市街地の近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な土地の区域</p>
--	--	---	--	-------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------	---

<p>10 それ 第六 項の 規定 は保 全地 域の 第三 項の 後段 及び 第四 項の 解除</p>	<p>9 区域 知事 は、 保全 地域 の指 定は 、前 項の 告示 によ つて その 効力 を生</p>	<p>8 の保 全地 域の 指定 は、 前項 の公 示に よつ て、 その 旨及 びそ</p>	<p>7 は、公 示を 開し 、催 す。見 る。必 要が ある と認 めら れ、</p>	<p>6 異議 がある 。前項 の規定 により 縦覧 に供 され た案 につ いて</p>	<p>5 縦覧 に供 された 案に ついで 、縦 覧に 意見 書を 提出 するこ</p>	<p>4 間住 民の 縦覧 に供 され た案 には 、同 項の 縦覧 に意 見書 を提出 するこ</p>	<p>3 て、次 条の 第一 項を 規定 する ときは 、あ らわ せ</p>	<p>2 保全 地域の 第二 条第 一に 規定 する 自然 公園 の区 域は、</p>	<p>三 歴史 環境 保全 地域</p>	<p>域で、その自然を保護することが必要で、その自然を保護することが必要な土地の区域</p> <p>歴史的遺産と一体となつた自然の存在する地域で、その歴史遺産と併せてその自然を保護することが必要な土地の区域</p> <p>前各号に掲げる地域を除き、樹林地、水辺地等が単独で、又は一体となつて自然を形成している市街地の近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な土地の区域</p>
---	---	---	--	---	--	--	---	---	--------------------------------------	--

<p>4 ならない。関係区市町村の長に通知しなければなら ない。 変更について、前条第四項から第六項までの規定は保 全計画の決定及び変更（第二項第三号又は第七号に掲げ る事項に係る変更に限る。）について、それぞれ準用す る。</p>	<p>（保全地域の活用） 第十九条 知事は、保全地域において、都民の自然との触 れ合い、学習、体験活動等の機会を確保するよう努める ものとする。この場合において、都以外の者が所有する 保全地域にあつては、都民の使用について当該所有す る者の同意を得た場合に限る。</p>	<p>（保全事業） 第二十条 保全地域に関する保全事業（保全計画に基づ て執行する事業であつて、第十八条第二項第四号から第 六号までに掲げる事項に関するものをいう。以下同じ。） は、知事が執行する。 2 知事は、必要に応じて、区市町村と連携して、保全事 業を行うものとする。</p>	<p>（保全事業の承認等） 第二十一条 公益法人等（民法（明治二十九年法律第八 十九号）第三十四条に基づく公益法人又は特定非営利活 動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に基づく 認証を受けた特定非営利活動法人であつて、知事が指定 するものに限る。）は、規則に定めるところにより、知 事の承認を受けて、保全事業を行うことができる。 2 知事は、前項の承認に当たつては、保全事業を行うた めに必要な限度において、条件を付することができる。 3 知事は、第一項の承認を受けた者が保全計画の内容に 反した保全事業を行つていと認められる場合は、その承認 を取り消すことができる。</p>
<p>び変更について、同条第四項から第六項までの規定は保 全計画の決定及び変更（第二項第二号又は第四号に掲げ る事項に係る変更に限る。）について、それぞれ準用す る。</p>		<p>（保全事業） 第三十三条 保全地域に関する保全事業（保全計画に基づ いて執行する事業であつて、その地域における自然の保 護のための施設で規則で定めるものに関するものをい う。以下同じ。）は、都が執行する。 2 区市町村は、知事の承認を受けて、保全地域に関する 保全事業の一部を執行することができる。</p>	

この限りでない。

（野生動物植物保護地区）
 第二十五条 知事は、保全地域（自然環境保全地域及び森林環境保全地域）にあっては、特別地区に限る。以下この条、第二十八条及び第三十一条において同じ。）における特定の野生動物植物の保護のために、その区域内に、その保護すべき野生動物植物の種類ごとに、野生動物植物保護地区を指定することができる。

2 第十七条第七項から第九項までの規定は、前項の野生動物植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 何人も、第一項の野生動物植物保護地区内においては、その野生動物植物の捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、卵を、若しくは損傷してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第二十二條第三項の許可を受けた行為（前條の許可に係る行為及び第三十二條第一項後段の協議に係る行為を含む。）を行う場合
 二 非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合
 三 保全地域に関する保全事業を執行するためにする場合
 四 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、保全地域において国又は地方公共団体の行う行為のうち、保全地域にないもの規則で定めるものをを行うために必要とする場合
 五 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、保全地域に

又は東京都文化財保護条例（昭和三十六年東京都条例第二十号）第十四條（同條例第三十六條）において準用するものについて、この限りでない。

（自然環境保全地域）
 第三十五条 知事は、野生動物植物保護地区（）における特定の野生動物植物の種ごとに、野生動物植物保護地区を指定することができる。

2 第三十一条第七項から第九項までの規定は、前項の野生動物植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 何人も、第一項の野生動物植物保護地区内においては、その野生動物植物の捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、卵を、若しくは損傷してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 前條第三項の許可を受けた行為（第四十六條第一項後段の規定による許可に係る行為を含む。）を行うために、非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合
 二 自然環境保全地域に関する保全事業を執行するためにする場合
 三 自然環境保全地域に関する保全事業を執行するために場合
 四 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、保全地域にないもの規則で定めるものをを行うために必要とする場合
 五 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、保全地域に

六 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要がある
と認めて許可した場合

(許可の基準)
第二十六条 知事は、第二十二条第三項各号に掲げる行為
又は第二十四条に規定する行為で規則で定める基準に適
合しないものについては、第二十二条第三項又は第二十

六 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要がある
と認めて許可した場合

(緑地保全地域の野生動物植物保護地区)
第三十八条 知事は、緑地保全地域における特定の野生動
植物の保護のために特に必要があると認めるときは、保
全計画に基づいて、その区域内に、その保護すべき野生
動物植物の種類ごとに、野生動物植物保護地区を指定するこ
とができる。
2 | 第三十一条第七項から第九項までの規定は、前項の野
生動物植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域
の変更について、第三十五条第三項の規定は、前項の野
生動物植物保護地区に係る野生動物植物の捕獲若しくは殺傷
又は採取若しくは損傷について、それぞれ準用する。こ
の場合において、第三十五条第三項第一号中「前条第三
項」とあるのは「第三十七条」と、同項第三号から第五
号までの規定中「自然環境保全地域」とあるのは「緑地
保全地域」と読み替えるものとする。

(歴史環境保全地域の野生動物植物保護地区)
第三十九条の二 知事は、歴史環境保全地域内における特
定の野生動物植物の保護のために特に必要があると認める
ときは、保全計画に基づいて、その区域内に、その保護
すべき野生動物植物の種類ごとに、野生動物植物保護地区を
指定することができる。
2 | 第三十一条第七項から第九項までの規定は、前項の野
生動物植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域
の変更について、第三十五条第三項の規定は、前項の野
生動物植物保護地区に係る野生動物植物の捕獲若しくは殺傷
又は採取若しくは損傷について、それぞれ準用する。こ
の場合において、第三十五条第三項第一号中「前条第三
項」とあるのは「第三十九条」と、同項第三号から第五
号までの規定中「自然環境保全地域」とあるのは「歴史
環境保全地域」と読み替えるものとする。

(許可の基準)
第四十条 知事は、第三十四条第三項各号、第三十七条又
は第三十九条に掲げる行為で規則で定める基準に適合し
ないものについては、第三十四条第三項、第三十七条又

<p>第三十六条 知事は、公有緑地等の使用に関する区市町村の計画が保全計画に適合すると認める場合は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の第四項の規定により、当該区市町村に対し、その使用を許可することができる。</p> <p>2 前項の規定により許可を受けようとする区市町村は、規則に定めるところにより公有緑地等の使用に関する計画書を添えて申請しなければならない。</p> <p>3 知事は、第一項の許可に当たっては、公有緑地等の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。</p> <p>4 第一項の許可を受けて公有緑地等を使用する区市町村は、その緑地及び施設を適切に管理しなければならない。</p> <p>（使用料）</p> <p>第三十七条 前条第一項の使用許可に伴う使用料に関しては、東京都行政財産使用料条例（昭和三十九年東京都条例第二十六号）に定めるところによる。</p>	<p>第二節 湧水等の保全</p> <p>第三十八条 知事は、区市町村と連携して、良好な自然を形成し、水源となる湧水等の保護と回復に努めなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の目的を達成するため、湧水等の保護と回復に関する指針を策定するものとする。</p>	<p>第五章 野生動植物の保護</p> <p>（東京都希少野生動植物種の指定）</p> <p>第三十九条 知事は、都内に生息し、又は生育する絶滅のおそれのあるものとして次の各号のいずれかに該当する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）のうち、知事が特に保護する必要があると認める種を東京都希少野生動植物種として指定することができる。</p>
---	--	---

一 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動物

二 その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動物
三 その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつある野生動物

四 その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生動物

五 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生動物

2 知事は、前項の指定又は指定の解除をしようとするときは、あらかじめ第十二条第一項の東京都自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、東京都希少野生動物種の指定又は指定の解除をするときは、その旨を告示しなければならない。

(東京都希少野生動物種の所有者等の責務等)

第四十条 東京都希少野生動物種の個体を所有し、又は占有する者は、その個体を適切に取り扱うように努めなければならない。

2 知事は、東京都希少野生動物種の個体を所有し、又は占有する者に対し、その個体の取扱いに関して必要な指導及び助言をすることができる。

(捕獲等の禁止)

第四十一条 東京都希少野生動物種(絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四条第三項に規定する国内希少野生動物種を除く。次条及び第四十三条において同じ。)の個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

二 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない理由がある場合

(捕獲等の許可)

第四十二条 学術研究又は繁殖の目的その他の規則で定める目的で東京都希少野生動物種の捕獲等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事

- の許可を受けなければならない。
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、前項の許可をしてはならない。
- 一 捕獲等の目的が前項に規定する目的に適合しない場合
- 二 捕獲等によつて東京都希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがある場合として規則で定める場合
- 三 捕獲等をする者が適切な飼養栽培施設を有しないことその他の理由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合
- 3 知事は、第一項の許可に当たつては、東京都希少野生動植物種の保護のために必要な限度において、条件を付することができる。
- 4 第一項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適切な飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。
- (東京都希少野生動植物保護区の指定等)
第四十三条 知事は、東京都希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であつて、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその東京都希少野生動植物種の保護のため重要と認めるものを、東京都希少野生動植物保護区として指定することができる。この場合において、第二十五条に定める野生動植物保護地区の区域を含まないものとする。
- 2 知事は、前項の指定又は指定の解除をするときは、あらかじめ、関係区市町村の長及び第十二条第一項の東京都自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 第十七条第四項から第九項までの規定は、第一項の指定及び指定の解除並びに区域の変更について準用する。
- 4 東京都希少野生動植物保護区内においては、次に掲げる行為(第十号から第十四号までに掲げる行為について期間は、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。)は、知事の許可を受けなければならない。
- 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。
- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 六 木竹を伐採すること。
- 七 東京都希少野生動植物種の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
- 八 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内においてその湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 九 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 十 第七号の規定により知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
- 十一 東京都希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
- 十二 東京都希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。
- 十三 火入れ又はたき火をすること。
- 十四 東京都希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法により、その個体を観察すること。
- 十五 知事は、前項の許可に当たっては、東京都希少野生動植物種の保護のために必要な限度において、条件を付することができる。
- 十六 次に掲げる行為については、第四項の規定は適用しない。
 - 一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - 二 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、東京都希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのないものとして規則で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認め
て許可したものを

(保護増殖事業)

第四十四条 知事は、東京都希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、第十二条第一項の東京都自然環境保全審議会の意見を聴いて、保護増殖事業を行うものとする。

(移入種の放逐の禁止等)

第四十五条 何人も、国内及び国外を問わず人為的に移動した動植物で、都内における地域の在来種を圧迫し、生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある種の個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。
2 何人も、事業の実施に当たっては、野生動植物が生息し、又は生育する環境に配慮し、その保護に努めなければならない。

(中止命令等)

第四十六条 知事は、東京都希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、第四十二条第三項の規定により付された条件に違反した者又は同条第四項の規定に違反した者に対し、飼養栽培施設の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、第四十三条第四項の規定に違反した者又は同条第五項の規定により付された条件に違反した者が、その違反行為によつて東京都希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、東京都希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、規則で定めるところにより、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他東京都希少野生動植物種の個体の生息地若しくは生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行わせることができる。

4 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第六章 開発の規制

(開発の許可)

- 第四十七条 樹林地、草地、農地、池沼等の自然地を含む千平方メートル以上の規則で定める土地において、第一号から第七号までの用に供するため、又は第八号若しくは第九号の行為により、土地の形質を変更する行為を行おうしようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならぬ。ただし、都市計画法第七条第一項の規定により定められた市街化調整区域、保全地域等の地域を除く規則で定める地域にあつては、三千平方メートル以上とする。
- 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（次号から第七号までに該当するものを除く。）。
- 二 住宅を建築すること。
- 三 ゴルフ場、運動場その他これらに類する屋外運動競技施設を建設すること。
- 四 遊園地その他これに類する屋外娯楽施設を建設すること。
- 五 道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二條第一項第一号に規定する道路をいう。）を建設すること。
- 六 駐車場、資材置場又は作業場を建設すること。
- 七 墓地（墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）（第二條第五号に規定する墓地をいう。）を建設すること。
- 八 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 九 土砂等（埋立て又は盛土の用に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（第二條第一項に規定する廃棄物以外のものをいう。））による埋立て及び盛土（第一号から前号までに該当するものを除く。）をすること。
- 2 知事は、前項の許可の申請に係る行為が、規則で定める緑地等の基準に適合しており、かつ、その申請の手続

第三節 規制

(開発の規制)

- 第五十一条 規則で定める面積以上の宅地の造成その他の土地の区画形質を変更する行為で規則で定めるものをしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。
 - 2 知事は、前項の許可のうち規則で定めるものをしようとするときは、東京都自然環境保全審議会の意見をきかなければならぬ。
 - 3 第一項の許可には、自然の保護のために必要な限度において、条件を附することができ、自然の保護のために必要な限度に、第一項の許可に、自然の保護のため必要があるときは、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により許可に附せられた条件に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき措置をとるべき旨を命ずることができる。
 - 5 第一項の許可を受けることを要しない。この場合においては、その国の機関又は地方公共団体が、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなればならない。
- 第五十二条 削除（平六条例九四・削除）

が規則の規定に違反していないと認めるときは、同項の許可を行うものとする。

3 知事は、第一項の許可のうちその許可に係る土地の面積が三万平方メートル以上であるものについて、その土地における行為に係る許可をしようとするときその他知事が特に必要があると認めるときは、あらかじめ第十二条第一項の東京都自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、第一項の許可に当たっては、自然の保護と回復のために必要な限度において、条件を付することができ。

5 国の機関若しくは地方公共団体が行う行為（第一項の土地の形質を変更する行為をいう。以下この項において同じ。）又は都市計画法による都市計画事業の施行として行う行為若しくは土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）による土地区画整理事業の施行として行う行為は、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、その国の機関、地方公共団体又は都市計画法第五十九条第四項に定める都市計画事業の施行をしようとする者若しくは土地区画整理法第四条若しくは第十四条に定める土地区画整理事業の施行をしようとする者は、その行為を行おうとするときは、あらかじめ知事に協議しななければならない。

（開発の許可の特例）

第四十八条 前条の規定にかかわらず、前条第一項第一号から第七号までの用に供するため、又は第八号若しくは第九号に掲げる行為により土地の形質を変更する行為（以下「開発行為」という。）を行おうとする者は、次の各号のいずれかに定めるときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

一 開発行為を行おうとする土地（以下「行為地」という。）に隣接する土地（以下「隣接地」という。）において行われた開発行為が完了した日から起算して三年を経過する日前に、当該行為地において開発行為を行おうとする場合で、当該行為地の所有者と隣接地の所有者が同一（規則で定める同一と認められる場合を含む。）であり、かつ当該行為地と隣接地とを合わせた土地（以下「開発区域」という。）が規則で定める要件を満たしているとき。

二 隣接地において行われた開発行為と一体と認められる開発行為で規則で定めるものを、行為地において行おうとする場合で、当該行為地における開発行為が、隣接地における開発行為が完了した日から起算して三年を経過する日前に行われ、かつ開発区域が規則で定める要件を満たしているとき。

2 知事は、前項の許可の申請に係る行為が、規則で定める緑地等の基準に適合しており、かつ、その申請の手続が規則の規定に違反していないと認めるときは、同項の許可を行うものとする。

3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、「第一項の許可」とあるのは、「第四十八条第一項の許可」と、「土地の面積」とあるのは、「開発区域の面積」と、「第一項の土地の形質を変更する行為」とあるのは、「第四十八条第一項の土地の形質を変更する行為」と読み替えるものとする。

(変更の許可)

第四十九条 第四十七条第一項又は前条第一項の許可を受けた者で、行為の規模その他の規則で定める事項を変更しようとするものは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならぬ。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 知事は、前項の許可の申請に係る行為が、規則で定める緑地等の基準に適合しており、かつ、その申請の手続が規則の規定に違反していないと認めるときは、同項の許可を行うものとする。

3 第四十七条第三項及び第四項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、「第一項の許可」とあるのは、「第四十九条第一項の許可」と読み替えるものとする。

(標識の掲示)

第五十条 第四十七条第一項、第四十八条第一項又は前条第一項の許可(以下「開発の許可等」という。)を受けた者は、当該開発の許可等に係る土地内の公衆の見やすい場所に、開発の許可等に係る行為が完了するまでの間、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

2 前項の標識を掲示した者は、第五十四条第一項により

中止を命じられたとき、又は開発の許可等に係る行為を完了し、若しくは廃止したときは、速やかに当該標識を撤去しなければならない。

(廃止の承認)

第五十一条 開発の許可等を受けた者は、当該開発の許可等に係る行為を途中で廃止しようとするときは、あらかじめ、原状回復等の計画書を添えてその旨を知事に届け出て、承認を得なければならない。

(休止の届出等)

第五十二条 開発の許可等を受けた者は、当該開発の許可等に係る行為を二月以上休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。休止を解除したときも、同様とする。

2 開発の許可等を受けた者は、前項の休止をするときは、土砂のたい積、崩壊又は流出等の災害の発生等による自然破壊が生じないように、十分な対策を行わなければならない。

(完了の届出等)

第五十三条 開発の許可等を受けた者は、当該開発の許可等に係る行為が完了したときは、完了した日から起算して十四日以内に完了届を提出しなければならない。

2 知事は、前項の完了届が提出されたときは、開発の許可等の内容に適合すると認めるときは、速やかに完了検査済証を同項の規定による提出をした者に交付しなければならない。

(中止命令等)

第五十四条 知事は、自然の保護と回復のため必要があると認めるときは、第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項の規定に違反した者又は第四十七条第四項(第四十八条第三項及び第四十九条第三項の規定により準用される場合を含む。)の規定により許可に付せられた条件に違反した者に対して、その違反行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定により中止又は原状回復若しくは

原状回復に代わるべき措置を命じたときは、開発の許可等に係る土地内に規則で定める事項を記載した標識を設置することができる。

(緑地の維持管理義務)

第五十五条 開発の許可等により緑地を確保した者は、その緑地の適切な維持管理に努めなければならない。

(適用除外)

第五十六条 第四十七条及び第四十八条の規定は、次の各号に掲げる行為については、適用しない。

一 自然環境保全法第十七条ただし書若しくは第二十五条第四項の許可に係る行為、同法第十七条第五項第二号若しくは第二十五条第十項第二号若しくは第三号に掲げる行為若しくは同法第二十一条第一項(同法第三十条において準用する場合を含む。)の協議に係る行為又は第二十二條第三項若しくは第二十四条の許可に係る行為、第三十條第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為若しくは第三十二條第一項の協議に係る行為

二 自然公園法第十七条第三項若しくは第十八條第三項の許可に係る行為、同法第十七条第九項第二号若しくは第十八條第八項第二号に掲げる行為若しくは同法第四十條の協議に係る行為又は東京都立自然公園条例第十五條第一項の許可に係る行為若しくは同條第五項第二号に掲げる行為

三 都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)第五條第一項の許可に係る行為、同條第八項の協議に係る行為又は同條第九項第一号若しくは第三号に掲げる行為

四 森林法第三十四條第二項(同法第四十四條において準用する場合を含む。)の許可に係る行為又は同項第一号若しくは第六号(同法第四十四條において準用する場合を含む。)に掲げる場合に行う行為

五 自然環境保全法又は第二十一条による保全事業の施行として行う行為

六 自然公園法又は東京都立自然公園条例による公園事業の施行として行う行為

七 農業、林業又は漁業の用に供する建築物その他の工作物の建築の用に供するために行う行為(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例

第八号(第二条第七号に規定する工場又は同条第八号に規定する指定作業場の建築の用に供するために行う行為及び土砂の搬入を伴う行為を除く。)

八 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

第七章 雑則

(緑化の義務に関する区市町村条例との関係)

第五十七条 区市町村がその条例に基づき定める緑化の基準が、この条例と同等のものとして知事が認めるときは、第十四条の規定は、当該区市町村の区域には適用しない。

(報告及び検査等)

第五十八条 知事は、自然の保護と回復のため必要な限度において、第十四条第一項の届出をした者、第二十二條第三項、第二十四條、第二十五條第三項第六号、第四十二條第一項若しくは第四十三條第四項の許可を受けた者は必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者又は第四十七條第一項、第四十八條第一項若しくは第四十九條第一項の許可を受けた者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、第十四條第一項の届出に係る行為を行う土地若しくは建物内に立ち入り、保全地域内、東京都希少野生動植物保護区内若しくは第四十二條第一項、第四十三條第四項、第四十七條第一項、第四十八條第一項若しくは第四十九條第一項の許可に係る行為をする土地の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十四條第一項、第二十二條第三項各号、第二十三條第一項各号、第二十四條、第二十五條第三項本文、第四十二條第一項、第四十三條第四項各号、第四十七條第一項、第四十八條第一項若しくは第四十九條第一項に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査等)

第五十四条 知事は、自然の保護のため必要な限度において、第三十四條第三項、第三十五條第三項第六号(第三十八條第二項及び第三十九條の二第二項において準用する場合を含む。)、第三十七條若しくは第三十九條の許可を受けた者、第三十六條第二項の規定により行為を制限され、若しくは第三十六條第二項の規定により行為を若しくは第五十一条第一項の許可を受けた者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、保全地域内若しくは第五十一条第一項の許可に係る行為をする土地の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第三十四條第三項各号、第三十五條第三項本文(第三十八條第二項及び第三十九條の二第二項において準用する場合を含む。)、第三十六條第一項、第三十七條、第三十九條若しくは第五十一条第一項に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならぬ。

(実地調査)

第五十九条 知事は、保全地域の指定若しくはその区域の
 拡張、保全計画の決定若しくは変更又は保全事業の執行
 その他自然の保護と回復に關し、実地調査のため必要が
 あるときは、それぞれその職員に、他人の土地に立ち入
 り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害と
 なる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去
 させることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせよう
 とするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住
 所が明らかでないときは、その占有者。以下この条にお
 いて同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所
 有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えな
 ければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地
 又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならな
 い。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯
 し、関係人に提示しなければならぬ。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは
 垣、さく等の所有者は、正当な理由がないかぎり、
 第一項の規定による立ち入りその他の行為を拒み、
 又は妨げてはならない。

(損失補償)

第六十条 都は、第二十二條第三項、第二十四條、第
 二十五條第三項第六号若しくは第四十三條第四項の
 許可を得ることができないため、第二十七條若しく
 は第四十三條第五項の規定により許可に条件を付せ
 られたため、又は第二十三條第二項の規定による処分
 を受けたため、又は前条第一項の規定による職員の行
 為のため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損
 失を補償する。

(実地調査)

第五十五条 知事は、保全地域の指定若しくはその区域の
 拡張、保全計画の決定若しくは変更、保全事業の執行、
 緑化地区の指定若しくはその区域の拡張又は緑化計画の
 決定若しくは変更その他自然の保護と回復に關し、実地
 調査のため必要があるときは、それぞれその職員に、他
 人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は
 実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採
 させ、若しくは除去させることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせよう
 とするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住
 所が明らかでないときは、その占有者。以下この条にお
 いて同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の
 所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与
 えなければならぬ。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地
 又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはなら
 ない。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯
 し、関係人に提示しなければならぬ。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは
 かき、さく等の所有者は、正当な理由がないかぎ
 り、第一項の規定による立ち入りその他の行為を拒
 み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第四十八条 都は、第三十四條第三項、第三十五條第
 三項第六号（第三十八條第二項及び第三十九條の二
 第二項において準用する場合を含む。）第三十七
 條若しくは第三十九條の規定により許可に条件を付せ
 られたため、又は第三十六條第二項の規定による処分
 を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき
 損失を補償する。

2 前項の補償を受けようとする者は、知事にこれを

<p>第六十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第八章 罰則</p>	<p>(委任) 第六十三条 この条例の施行に必要事項は、規則で定める。 第六十二条 自然破壊事実の公表は、この条例の規定に違反して著しく自然を破壊し、その破壊の事実を都民に公表しなればならない。</p>	<p>(自然の保護と回復のための要請) 第六十一条 知事は、自然の保護と回復のため必要があるときは、事業者又は関係行政機関の長に報告を求め、事業の実況その他必要な事項について報告を求め、必要があるときは、前項の事業に必要措置をとるべきことを要請するものとする。</p>	<p>2 請求しなければならぬ。 3 補償すべき金額を決定し、その請求を受けたときは、請求しなければならぬ。</p>
<p>第六十条 次の各号の一に該当する者に対する第四十七条第一項又は第二項の規定による命令に違反した</p>	<p>第五章 罰則</p>	<p>(委任) 第五十九条 この条例に規定するものを除くほか、この条例の施行に必要事項は、規則で定める。 第五十八条 自然破壊事実の公表は、この条例の規定に違反して著しく自然を破壊し、その破壊の事実を都民に公表しなればならない。</p>	<p>(自然の保護と回復のための要請) 第五十七条 知事は、自然の保護と回復のため必要があるときは、事業者又は関係行政機関の長に報告を求め、事業の実況その他必要な事項について報告を求め、必要があるときは、前項の事業に必要措置をとるべきことを要請するものとする。</p>	<p>請求しなければならぬ。 3 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求者にこれを通知しなければならぬ。 (損失の補償) 第五十六条 都は、前条第一項の規定による職員が行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。 2 第四十八条第二項及び第三項の規定は、前項の補償について準用する。</p>

9 | この条例の施行前にした行為及びこの条例の附
 則においてなお従前の例によることとされる場合
 におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰
 則の適用については、なお従前の例による。

第(都市計画等の立案における義務)
 十 条 画を定めるにあたっては、基本方針に整合させな
 ければならない。

第(みどりの推進委員の設置等)
 十八 条 都に、みどりの推進委員を置く。

3 けた者のうちから、知事が委嘱する。
 一 て、みどりの推進委員は、自然の保護と回復に関し

二 住実践緑化の推進、緑地の保全等に協力し、及び地域
 二 協力の緑化の推進、緑地の保全等に関する施策に

4 の提出は、又は前項各号に掲げるみどりの推進委員の職務
 の推進を図るため、必要な援助協力を行うよう努

第(第二章 削除(平六条例九四・削除))
 第二 十 九 条 削 除 (平六条例九四・削除)
 第二 十 八 条 削 除 (平六条例九四・削除)
 第二 十 七 条 削 除 (平六条例九四・削除)
 第二 十 六 条 削 除 (平六条例九四・削除)
 第二 十 五 条 削 除 (平六条例九四・削除)
 第二 十 四 条 削 除 (平六条例九四・削除)
 第二 十 三 条 削 除 (平六条例九四・削除)

第三章 施策
 第一節 自然の回復

2 第(緑化地区)
 第二 十 六 条 知事は、都市計画法(昭和四十三年法律
 第百号)第五条の規定により指定された都市計画区
 域内において、自然の回復を図るため特に必要が
 ることが認められる土地の区域を、緑化地区として指定す
 ることができる。
 知事は、緑化地区の指定をしようとするときは、

第 2

二定する実施種
十の知る実施の
九定土事し選
条め地は住定
のる又、民ば
緑と緑緑には資
化こ化化推対金
協をろ協進のし
定に定行定し
を従をわをっ
しつな及苗せ
たてたけび木
区、れ区緑の等
域そ域ば域化供
の内の内なの協給
の所のら定の
住有な公に土必
民し共いよ壤要
は、は施のりな
、又、設緑検措
は緑はの化査置
管化は緑をを
協理化管をを
協理化管をを